

様式第1号（第5条関係）

鳩山町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）公告

鳩山町告示第56号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定及び鳩山町契約規則（昭和42年規則第34号。以下「契約規則」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり公告する。なお、本告示に記載のない事項については、鳩山町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要綱によるものとする。

令和8年4月23日

鳩山町長 小川 知也

記

1 入札対象工事

- (1) 工事名：辻川等整備工事その2
- (2) 工事場所：鳩山町大字熊井地内
- (3) 工期：契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 工事概要：広場周辺整備、東山沼周辺整備

広場周辺整備

- | | |
|---------------------------------|----|
| ○土工：掘削工－掘削 | 一式 |
| 作業土工－床掘、埋め戻し | 一式 |
| 残土処理工－残土処理 | 一式 |
| ○施設整備工（舗装工）：舗装工－ゴムチップ舗装 | 一式 |
| 縁石工－地先境界ブロック | 一式 |
| ○施設整備工（コンクリート工）：現場打ちコンクリート工 | 一式 |
| ○施設整備工（管理施設工）：管理施設工－境界フェンス、 | |
| L型擁壁 | 一式 |
| 安全施設工－転落防止柵 | 一式 |
| ○施設整備工（サービス施設工）：サービス施設工－背無しベンチ、 | |
| パーゴラ | 一式 |
| ○仮設：仮設工－交通誘導員 | 一式 |

東山沼周辺整備

- 土工：掘削工－掘削 一式
- 盛土工－盛土 一式
- 作業土工－床掘、埋め戻し 一式
- 残土処理工－残土処理 一式
- 基盤整備工（撤去工）：構造物取り壊し工 一式
- 基盤整備工（植栽工）：高木植栽工 一式
- 低木植栽工 一式
- 基盤整備工（舗装工）：コンクリート舗装－透水性コンクリート舗装 一式
- ダスト舗装 一式
- 基盤整備工（施設工）：舗装止石、転落防止柵、簡易土留め、
背付きベンチ、スツール、コンクリート小口止め 一式
- 仮設：仮設工－交通誘導員 一式

(5) 支払条件：前払金 する

（工事請負金の40%以内の額とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）

部分払 しない

2 入札手続き

(1) 入札方法：鳩山町電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

(2) 本件入札は、鳩山町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要綱に基づき、以下のとおり執行する。

ア 価格競争方式により落札候補者を決定する。

イ 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。ただし、当該落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し入札参加資格審査に必要な資料の提出を依頼する場合がある。

ウ 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。

3 入札に参加できる者の形態

単体企業とする

4 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加するものに必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札日までの期間において、鳩山町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年告示第84号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者
- (3) 令和7・8年度鳩山町建設工事等競争入札参加者名簿に登載されている者
- (4) (3)の名簿に登載された者で、公告日の前日において、埼玉県東松山県土整備事務所管内又は埼玉県飯能県土整備事務所管内で本店又は契約締結の権限を有する代理人を置く支店等を有する者
- (5) 公告日現在有効な経営事項審査結果通知書の総合評定値が土木一式で800点以上の者
ただし、鳩山町内に本店を有する者については、公告日現在有効な経営事項審査結果通知書の総合評定値が土木一式で750点以上の者
- (6) 過去10年間に、国または地方公共団体が発注した建設工事において、1回の契約金額が3,000万円以上の土木工事を元請で施工した実績を有する者（証明できる書類等を提出すること。）
- (7) 当該工事に(6)の施工管理実績を有する監理技術者又は主任技術者を建設業法に基づく所定の規定に従い配置できる者
- (8) 落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は契約を締結しないことがある。
- (9) 公告日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

5 入札参加資格の有無の確認

入札に参加を希望する者は、以下に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出しなければならない。

確認申請書の提出期間

令和8年4月23日（木） 9時00分から

令和8年5月 7日（木） 15時00分まで

6 設計図書等の掲載

設計図書、参考内訳数量表、仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

7 設計図書等に関する質問

入札参加者は、設計図書等に関し質問がある場合は、以下に示す期間内に質問を電子入札システムにより提出すること。

(1) 提出期間：令和8年4月23日（木） 9時00分から

令和8年4月30日（木） 15時00分まで

(2) 質問に対する回答は、以下の日程で電子入札システム上に掲載する。

令和8年5月 7日（木）

- ・入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載される全ての質問及び回答について、内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。
- ・入札参加者から質問がない場合でも、「発注図書ファイル」「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

8 現場説明会

開催しない。

9 入札保証金に関する事項

免除する。

10 入札書の提出期間

(1) 提出方法

入札書の提出期間に有効な鳩山町建設工事等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で電子入札システム利用可能な電子証明書を取得し電子入札システムの利用者登録を完了した者が当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、鳩山町電子入札運用基準7-2「紙入札による提出」の承認を得た者はこの限りでない。

(2) 提出期間：令和8年5月 8日（金） 9時00分から

令和8年5月13日（水） 15時00分まで

11 開札日時

令和8年5月14日（木）10時20分

12 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者の数が1者であるときも、入札を執行する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は1回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

鳩山町電子入札運用基準によるものとする。

(6) 独占禁止法など関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) 電子くじ

落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格のない者がした入札
- イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札
- ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- エ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- オ 不備な入札金額内訳書を提出した者がした入札
- カ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- キ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- ケ 紙入札による場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - (ア) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - (イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - (ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - (エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- コ 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

(9) その他

一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

13 最低制限価格

設定する。(最低制限価格未満の入札をした者は、この入札におけるそれ以降の入札に参加できない。)

14 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第150号)の定めるところにより、町議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取りかわし、町議会の議決後に本契約を締結する。

15 契約保証金

契約保証金については、契約規則第16条及び第17条に基づくものとする。

16 その他

- (1) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。
- (3) 本工事は、鳩山町建設工事における技術者の専任に係る取扱要領の対象とする。
- (4) 本工事は、鳩山町現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要綱に基づき、現場代理人に関する常駐規定の緩和についての兼務を認める工事の対象とする。
- (5) 現場代理人の現場に常駐を要しない期間又は工事着手日については、契約締結後に受注者は発注者と協議することができる。

17 問い合わせ

- (1) 問い合わせ先 鳩山町役場 政策財政課
(埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184番地16)
- (2) 電話番号 049-296-1211 (代表) 内線225・226